

総合口座積立定期預金規定（インターネット支店用）（2016年4月11日改訂）

1. 預金の預け入れ等

- (1)総合口座積立定期預金（以下、「この預金」といいます）の預入れは、1回あたり 5,000 円以上 1,000 円単位とし、毎月自動振替により預入れるものとします。
- (2)自動振替による預入れは、次のとおりとします。
 - ①積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、この預金口座へ入金します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳ならびに預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
 - ②積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引落します。
 - ③積立日に指定預金口座の残高が引落額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落いたします。
 - ④この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
 - ⑤指定預金口座が解約された場合には、前①～④の規定は終了したものとしてお取扱いいたします。
- (3)この預金は自動振替のほか随時に預入れができます。

2. 預金の支払時期

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. 預金の種類・継続方法等

- (1)この預金は、預入れのつど預金日の 1 年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長お預り期限とする一口の期日指定定期預金とします。（以下、一口の期日指定定期預金を「個別預金」といいます）
- (2)個別預金は、最長お預り期限到来日にその元利金の合計額をもって、また最長お預り期限に同時追加預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3)前項の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の個別預金に自動的に継続します。
- (4)継続された預金についても前 2 項と同様にします。
- (5)継続を停止するときは、最長お預り期限までにその旨を当店に申出てください。

4. 利息

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとに預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、1 年を 365 日とする日割かつ 1 年複利の方法により計算します。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ①解約の場合……………解約日における普通預金の利率

②書替継続の場合……書替継続後の定期預金の利率

(3)当社がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

②預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%

③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%

④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%

⑤預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%

⑥預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%

※約定利率は、各預入れごとの期日指定定期預金の2年以上の利率です。

(4)この預金の付利単位は、100円とします。

5. 預金の解約

この預金を解約するときは、当社所定の方法により行ないます。

6. 当座貸越

この預金は総合口座取引の定期預金となりますので、この通帳は「担保明細帳」(以下「この明細帳」といいます)となります。本規定に「この通帳」とあるのは「担保明細帳」と読替えてください。

また、この明細記載の定期預金は、本規定によりお取り扱いするほか、本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定によりお取り扱いいたします。

以 上

(2016年4月11日現在)